

## 第 9 版食品添加物公定書の作成に伴う、 「食品、添加物等の規格基準」の改正に関する部会報告書（案）

### 1. 食品添加物の規格基準及び食品添加物公定書について

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 4 条において、「添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物」とされており、法第 11 条第 1 項に基づき、厚生労働大臣は、販売の用に供する食品添加物について、製造、加工、使用、調理又は保存の方法について基準を定めること、及び販売の用に供する食品添加物の成分について規格を定めることができるとされている。

法第 11 条第 1 項に基づく食品添加物の規格基準については、「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）において、通則、一般試験法、試薬・試液等、成分規格・保存基準各条、製造基準及び使用基準が定められている。

食品添加物公定書は、法第 21 条の規定に基づき、法第 11 条第 1 項の規定に基づく食品添加物の規格基準等を収載することとされている。

### 2. 食品添加物公定書の改正及び改正に伴う告示の改正の経緯

食品添加物公定書は、昭和 35 年に第 1 版が作成されて以来、平成 19 年の第 8 版の作成まで、逐次改正が行われてきた。食品添加物公定書の改正に際しては、前回の改正以降に設定された食品添加物の規格基準を収載するとともに、一般試験法や成分規格の見直し、既存添加物の規格の設定、記載方法の改良等について検討し、食品添加物公定書の改正に併せて、告示の改正を行ってきた。

このことから、平成 22 年 7 月に、第 8 版食品添加物公定書を改正して、第 8 版の作成以降の規格基準の設定、改正、新たな試験法等の収載等を行い、第 9 版食品添加物公定書を作成することを目的として、第 9 版食品添加物公定書作成検討会（初代座長 河村葉子 元国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部長、2 代目座長 穂山浩 前国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部長。以下「検討会」という。）を立ち上げた。

検討会では、下記の諸点を改正の目的として検討がなされ、平成 26 年 1 月 10 日に最終的な審議を終え、平成 26 年 2 月 5 日に報告書が取りまとめられた。検討会報告書については、平成 26 年 3 月 26 日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会（以下「添加物部会」という。）において報告を行った。その後、検討会報告書の誤字・脱字等の修正、記載整備等を行った告示の改正案（第 9 版公定書案）について、平成 27 年 12 月 25 日に開催された添加物部会において報告を行った。

- (1) 平成 7 年の食品衛生法改正以前よりわが国で製造、流通、使用等されてきた天然添加物である「既存添加物」中の 89 品目（うち酵素 62 品目）について、新たに成分規格を定めて公定書に収載すること。

- (2) 第8版作成以降に、新規指定又は規格基準等の改正がなされた添加物の規格基準を公定書に収載し、現在の規格基準を網羅すること。
- (3) 試験法に係る科学技術の進歩や添加物に係る新たな科学的知見等を、一般試験法や成分規格等に反映させ、現在の科学的水準に照らし適正なものとする。
- (4) 添加物に係る国際的な評価機関において作成された成分規格等を踏まえて公定書の規格基準を見直し、国際的な整合化を図ること。
- (5) 試薬名について、原則 JIS に基づく名称に変更すること。
- (6) 通則に係る記載方法の改良等により、公定書の利便性の向上を図ること。

### 3. 食品添加物公定書の改正に係る告示改正の概要

- (1) 別紙1に掲げる、既存添加物 89 品目に係る成分規格 (89 項目) を作成すること
- (2) 別紙2に掲げる指定添加物 355 品目に係る成分規格 (378 項目)、既存添加物 127 品目に係る 132 成分規格 (132 項目)、一般飲食物添加物 3 品目に係る成分規格 (3 項目) 及び「合成膨張剤」の成分規格について、重金属試験の見直し等の改正を行うこと
- (3) 添加物一般及びタルクについて、安全性を確保する観点から、製造基準を設定すること
- (4) 別紙3に掲げる、指定添加物 79 品目に係る成分規格 (80 項目) について、試験の操作性の改善及び精度の向上、IUPAC 命名法に基づく名称及び構造式、用語、用例等の記載の統一等を目的として各成分規格を改正すること
- (5) 第2添加物の A、B 及び C について、試験の操作性の改善及び精度の向上、有害試薬の他の試薬への代替、IUPAC 命名法に基づく名称及び構造式の記載法や用語、用例等の記載の統一等を目的として、一般試験法等を改正すること
- (6) 第2添加物の E 及び F について、用語、用例等の記載の統一等を目的として、製造基準及び使用基準を改正すること

### 4. 食品安全委員会における評価結果

3. の告示の改正の概要のうち、(1) ~ (3) については、食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号) 第 24 条第 1 項第 1 号に基づき、平成 28 年 6 月 6 日付け厚生労働省発生食 0606 第 5 号及び平成 29 年 2 月 24 日付け厚生労働省発生食 0224 第 2 号により、食品安全委員会に対して意見を求めたところ、『食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる』旨、それぞれ平成 28 年 6 月 14 日付け府食第 385 号及び平成 29 年 3 月 7 日付け府食第 123 号により通知されている。加えて、3. の告示改正の概要のうち、(1) に係る 2 品目 ( $\beta$ -ガラクトシダーゼ及びフルクトシルトランスフェラーゼ) 成分規格の改正については、食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号) 第 24 条第 1 項第 1 号に基づき、平成 30 年 2 月 21 日付け厚生労働省発生食 0221 第 3 号により、食品安全委員会に対して意見を求めたところ、『食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる』旨、平成 30 年 2 月 27 日付け府食第 101 号により通知されてい

る。

また、3. の告示改正の概要のうち、(4)～(6)については、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか、平成28年6月6日付け厚生労働省発生食0606第6号及び平成29年2月24日付け厚生労働省発生食0224第3号により、食品安全委員会に対して照会をしたところ、『試験の操作性の改善若しくは精度の向上を目的とした試験法の変更、名称の変更又は用語若しくは用例の統一等による規格基準の改正であり、規格値の変更を伴うものではないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる』旨、それぞれ平成28年6月14日付け府食第386号及び平成29年3月7日付け府食第124号により通知されている。

## 5. 告示の改正について

食品衛生法第11条第1項の規定に基づく規格基準については、以下のとおり改正することが適当である（傍線部分は改正部分）。

### (1)β-ガラクトシダーゼ

(改正前)

定 義 本品は、動物の臓器、糸状菌 (*Aspergillus niger*、*Aspergillus oryzae*、*Penicillium multicolor* 及び *Rhizopus oryzae* に限る。)、酵母 (*Kluyveromyces fragilis*、*Kluyveromyces lactis*、*Saccharomyces* 属及び *Sporobolomyces singularis* に限る。) 若しくは細菌 (*Bacillus circulans* 及び *Streptococcus* 属に限る。) の培養物から得られた、β-D-ガラクトシドのガラクトシド結合を加水分解する酵素である。食品（賦形、粉末化、希釈、安定化、保存又は力価調整の目的に限る。）又は添加物（賦形、粉末化、希釈、安定化、保存、pH調整又は力価調整の目的に限る。）を含むことがある。

(改正後)

定 義 本品は、動物の臓器、糸状菌 (*Aspergillus niger*、*Aspergillus oryzae*、*Penicillium multicolor* 及び *Rhizopus oryzae* に限る。)、酵母 (*Cryptococcus laurentii*、*Kluyveromyces fragilis*、*Kluyveromyces lactis*、*Saccharomyces* 属及び *Sporobolomyces singularis* に限る。) 若しくは細菌 (*Bacillus circulans* 及び *Streptococcus* 属に限る。) の培養物から得られた、β-D-ガラクトシドのガラクトシド結合を加水分解する酵素である。食品（賦形、粉末化、希釈、安定化、保存又は力価調整の目的に限る。）又は添加物（賦形、粉末化、希釈、安定化、保存、pH調整又は力価調整の目的に限る。）を含むことがある。

### (2)フルクトシルトランスフェラーゼ

(改正前)

定 義 本品は、糸状菌 (*Aspergillus* 属及び *Penicillium roqueforti* に限る。) 又は細菌 (*Arthrobacter* 属、*Bacillus* 属、*Microbacterium saccharophilum* 及び *Zymomonas mobilis* に限る。) の培養物から得られた、糖のフルクトシル基を転移

する酵素である。食品（賦形、粉末化、希釈、安定化、保存又は力価調整の目的に限る。）又は添加物（賦形、粉末化、希釈、安定化、保存、pH調整又は力価調整の目的に限る。）を含むことがある。

(改正後)

定 義 本品は、糸状菌（*Aspergillus* 属、*Aureobasidium* 属及び *Penicillium roqueforti*に限る。）又は細菌（*Arthrobacter* 属、*Bacillus* 属、*Microbacterium saccharophilum* 及び *Zymomonas mobilis*に限る。）の培養物から得られた、糖のフルクトシル基を転移する酵素である。食品（賦形、粉末化、希釈、安定化、保存又は力価調整の目的に限る。）又は添加物（賦形、粉末化、希釈、安定化、保存、pH調整又は力価調整の目的に限る。）を含むことがある。

## ○新たに成分規格を設定する既存添加物 89 品目

### (1) 酵素

アガラーゼ、アクチニジン、アシラーゼ、アスコルビン酸オキシダーゼ、 $\alpha$ -アセトラクタートデカルボキシラーゼ、アミノペプチダーゼ、 $\alpha$ -アミラーゼ、 $\beta$ -アミラーゼ、アルギン酸リアーゼ、アントシアナーゼ、イソアミラーゼ、イヌリナーゼ、インベルターゼ、ウレアーゼ、エキソマルトテトラオヒドロラーゼ、エステラーゼ、カタラーゼ、 $\alpha$ -ガラクトシダーゼ、 $\beta$ -ガラクトシダーゼ、カルボキシペプチダーゼ、キシラナーゼ、キチナーゼ、キトサナーゼ、グルカナナーゼ、グルコアミラーゼ、 $\alpha$ -グルコシダーゼ、 $\beta$ -グルコシダーゼ、 $\alpha$ -グルコシルトランスフェラーゼ、グルコースイソメラーゼ、グルコースオキシダーゼ、グルタミナーゼ、酸性ホスファターゼ、シクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ、セルラーゼ、タンナーゼ、5'-デアミナーゼ、デキストラナーゼ、トランスグルコシダーゼ、トランスグルタミナーゼ、トレハロースホスホリラーゼ、ナリンジナーゼ、パーオキシダーゼ、パンクレアチン、フィシン、フィターゼ、フルクトシルトランスフェラーゼ、プルラナーゼ、プロテアーゼ、ペクチナーゼ、ヘスペリジナーゼ、ペプチダーゼ、ヘミセルラーゼ、ホスホジエステラーゼ、ホスホリパーゼ、ポリフェノールオキシダーゼ、マルトースホスホリラーゼ、マルトトリオヒドロラーゼ、ムラミダーゼ、ラクトパーオキシダーゼ、リパーゼ、リポキシゲナーゼ、レンネット

### (2) 酵素以外 (※ [ ] 内は成分規格名を示す。)

アナトー色素、ウエランガム、 $\gamma$ -オリザノール、カカオ色素、カフェイン (抽出物)、カラシ抽出物、カロブ色素、 $\alpha$ -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア [  $\alpha$ -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビオール配糖体 ]、酵素処理ルチン (抽出物)、酵素分解カンゾウ、コウリャン色素、コメヌカ油抽出物、焼成カルシウム [ 骨焼成カルシウム ]、植物性ステロール、ステビア抽出物 [ ステビオール配糖体 ]、タマネギ色素、タマリンド色素、動物性ステロール、フィチン酸、フェルラ酸、ブドウ種子抽出物、ペクチン分解物、ヘスペリジン、ベニコウジ黄色素、未焼成カルシウム [ サンゴ未焼成カルシウム ]、ラクトフェリン濃縮物、L-ララムノース

## ○重金属試験の見直し等の成分規格の改正を行う添加物

(1) 指定添加物 (※ [ ] 内は成分規格名を示す。)

亜鉛塩類 (グルコン酸亜鉛及び硫酸亜鉛に限る。) [グルコン酸亜鉛、硫酸亜鉛]、  
 亜塩素酸水、亜塩素酸ナトリウム [亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸ナトリウム液]、  
 アジピン酸、亜硝酸ナトリウム、L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸カルシウム、  
 L-アスコルビン酸2-β-D-グルコシド、L-アスコルビン酸ステアリン酸エステル、L-ア  
 スコルビン酸ナトリウム、L-アスコルビン酸パルミチン酸エステル、アスパラギナー  
 ゼ、L-アスパラギン酸ナトリウム、アスパルテーム、アセスルファムカリウム、アセ  
 チル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、アセチル化リン酸架橋デ  
 ンプン、アセト酢酸エチル、アセトフェノン、亜セレン酸ナトリウム、アニスアルデ  
 ヒド、β-アポ-8'-カロテナル、α-アミルシンナムアルデヒド、DL-アラニン、  
 亜硫酸ナトリウム、L-アルギニン L-グルタミン酸塩、アルギン酸アンモニウム、アル  
 ギン酸カリウム、アルギン酸カルシウム、アルギン酸ナトリウム、アルギン酸プロ  
 ピレングリコールエステル、安息香酸、安息香酸ナトリウム、アントラニル酸メチル、  
 イオン交換樹脂、イソオイゲノール、イソ吉草酸イソアミル、イソ吉草酸エチル、イ  
 ソチオシアン酸アリル、イソプロパノール、L-イソロイシン、5'-イノシン酸二ナト  
 リウム、イマザリル、5'-ウリジル酸二ナトリウム、γ-ウンデカラクトン、エステ  
 ルガム、エチルバニリン、エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム、エチレ  
 ンジアミン四酢酸二ナトリウム、エリソルビン酸、エリソルビン酸ナトリウム、塩化  
 アンモニウム、塩化カリウム、塩化カルシウム、塩化第二鉄、塩化マグネシウム、塩  
 酸、オイゲノール、オクタナール、オクタン酸エチル、オクテニルコハク酸デンプン  
 ナトリウム、オルトフェニルフェノール及びオルトフェニルフェノールナトリウム [オ  
 ルトフェニルフェノール、オルトフェニルフェノールナトリウム]、オレイン酸ナト  
 リウム、過酸化水素、過酸化ベンゾイル [希釈過酸化ベンゾイル]、カゼインナトリ  
 ウム、過硫酸アンモニウム、カルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメ  
 チルセルロースナトリウム、β-カロテン、カンタキサンチン、ギ酸イソアミル、ギ  
 酸シトロネリル、キシリトール、5'-グアニル酸二ナトリウム、クエン酸、クエン酸  
 イソプロピル、クエン酸三エチル、クエン酸一カリウム及びクエン酸三カリウム [ク  
 エン酸一カリウム、クエン酸三カリウム]、クエン酸カルシウム、クエン酸第一鉄ナ  
 トリウム、クエン酸鉄、クエン酸鉄アンモニウム、クエン酸三ナトリウム、グリシン、  
 グリセリン、グリセリン脂肪酸エステル、グリセロリン酸カルシウム、グリチルリチ  
 ン酸二ナトリウム、グルコノデルタラクトン、グルコン酸、グルコン酸カリウム、グ  
 ルコン酸カルシウム、グルコン酸第一鉄、グルコン酸ナトリウム、グルタミルバリル  
 グリシン、L-グルタミン酸、L-グルタミン酸アンモニウム、L-グルタミン酸カリウ  
 ム、L-グルタミン酸カルシウム、L-グルタミン酸ナトリウム、L-グルタミン酸マグ  
 ネシウム、ケイ酸カルシウム、ケイ酸マグネシウム、ケイ皮酸、ケイ皮酸エチル、ケ  
 イ皮酸メチル、コハク酸、コハク酸一ナトリウム、コハク酸二ナトリウム、コンドロ  
 イチン硫酸ナトリウム、酢酸イソアミル、酢酸カルシウム、酢酸シクロヘキシル、酢

酸シトロネリル、酢酸シンナミル、酢酸デンプン、酢酸ナトリウム、酢酸ビニル樹脂、酢酸フェネチル、酢酸ブチル、酢酸ベンジル、酢酸 *l*-メンチル、酢酸リナリル、サッカリン、サッカリンカルシウム、サッカリンナトリウム、サリチル酸メチル、酸化カルシウム、酸化デンプン、酸化マグネシウム、三二酸化鉄、次亜塩素酸水、次亜硫酸ナトリウム、シクロヘキシルプロピオン酸アリル、*L*-システイン塩酸塩、5'-シチジル酸二ナトリウム、シトラール、シトロネラール、シトロネロール、1,8-シネオール、ジフェニル、ジブチルヒドロキシトルエン、ジベンゾイルチアミン、ジベンゾイルチアミン塩酸塩、シュウ酸、臭素酸カリウム、*DL*-酒石酸、*L*-酒石酸、*DL*-酒石酸水素カリウム、*L*-酒石酸水素カリウム、*DL*-酒石酸ナトリウム、*L*-酒石酸ナトリウム、硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、食用赤色2号及びそのアルミニウムレーキ〔食用赤色2号、食用赤色2号アルミニウムレーキ、タール色素の製剤〕、食用赤色3号及びそのアルミニウムレーキ〔食用赤色3号、食用赤色3号アルミニウムレーキ、タール色素の製剤〕、食用赤色40号及びそのアルミニウムレーキ〔食用赤色40号、食用赤色40号アルミニウムレーキ、タール色素の製剤〕、食用赤色102号〔食用赤色102号、タール色素の製剤〕、食用赤色104号〔食用赤色104号、タール色素の製剤〕、食用赤色105号〔食用赤色105号、タール色素の製剤〕、食用赤色106号〔食用赤色106号、タール色素の製剤〕、食用黄色4号及びそのアルミニウムレーキ〔食用黄色4号、食用黄色4号アルミニウムレーキ、タール色素の製剤〕、食用黄色5号及びそのアルミニウムレーキ〔食用黄色5号、食用黄色5号アルミニウムレーキ、タール色素の製剤〕、食用緑色3号及びそのアルミニウムレーキ〔食用緑色3号、食用緑色3号アルミニウムレーキ、タール色素の製剤〕、食用青色1号及びそのアルミニウムレーキ〔食用青色1号、食用青色1号アルミニウムレーキ、タール色素の製剤〕、食用青色2号及びそのアルミニウムレーキ〔食用青色2号、食用青色2号アルミニウムレーキ、タール色素の製剤〕、ショ糖脂肪酸エステル、シリコーン樹脂、シンナミルアルコール、シナムアルデヒド、水酸化カリウム〔水酸化カリウム、水酸化カリウム液〕、水酸化カルシウム、水酸化ナトリウム〔水酸化ナトリウム、水酸化ナトリウム液〕、水酸化マグネシウム、スクラロース、ステアリン酸カルシウム、ステアリン酸マグネシウム、ステアロイル乳酸カルシウム、ステアロイル乳酸ナトリウム、ソルビタン脂肪酸エステル、*D*-ソルビトール〔*D*-ソルビトール、*D*-ソルビトール液〕、ソルビン酸、ソルビン酸カリウム、ソルビン酸カルシウム、炭酸アンモニウム、炭酸カリウム（無水）〔炭酸カリウム、かんすい〕、炭酸カルシウム、炭酸水素アンモニウム、炭酸水素ナトリウム〔炭酸水素ナトリウム、かんすい〕、炭酸ナトリウム〔炭酸ナトリウム、かんすい〕、炭酸マグネシウム、チアベンダゾール、チアミン塩酸塩、チアミン硝酸塩、チアミンセチル硫酸塩、チアミンチオシアン酸塩、チアミンナフタレン-1,5-ジスルホン酸塩、チアミンラウリル硫酸塩、*L*-テアニン、デカナール、デカノール、デカン酸エチル、鉄クロロフィリンナトリウム、デヒドロ酢酸ナトリウム、デンプングリコール酸ナトリウム、銅塩類（グルコン酸銅及び硫酸銅に限る。）〔グルコン酸銅、硫酸銅〕、銅クロロフィリンナトリウム、銅クロロフィル、*d/l*- $\alpha$ -トコフェロ

ール、トコフェロール酢酸エステル、*d*- $\alpha$ -トコフェロール酢酸エステル、DL-トリプトファン、L-トリプトファン、DL-トレオニン、L-トレオニン、ナイシン、ナトリウムメトキシド、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、二酸化ケイ素〔二酸化ケイ素、微粒二酸化ケイ素〕、二酸化チタン、乳酸、乳酸カリウム、乳酸カルシウム、乳酸鉄、乳酸ナトリウム、ネオテーム、 $\gamma$ -ノナラクトン、ノルビキシンカリウム〔水溶性アナトー〕、ノルビキシンナトリウム〔水溶性アナトー〕、バニリン、パラオキシ安息香酸イソブチル、パラオキシ安息香酸イソプロピル、パラオキシ安息香酸エチル、パラオキシ安息香酸ブチル、パラオキシ安息香酸プロピル、パラメチルアセトフェノン、*L*-バリン、パントテン酸カルシウム、パントテン酸ナトリウム、ビオチン、*L*-ヒスチジン塩酸塩、ビスベンチアミン、ビタミンA〔粉末ビタミンA〕、ビタミンA脂肪酸エステル〔粉末ビタミンA〕、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸、ヒドロキシシトロネラール、ヒドロキシシトロネラールジメチルアセタール、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピルメチルセルロース、ピペロナール、ヒマワリレシチン〔レシチン〕、氷酢酸〔氷酢酸、酢酸〕、ピロドキシン塩酸塩、ピロ亜硫酸カリウム〔ピロ亜硫酸カリウム、亜硫酸水素カリウム液〕、ピロ亜硫酸ナトリウム〔ピロ亜硫酸ナトリウム、亜硫酸水素ナトリウム液〕、ピロリン酸四カリウム、ピロリン酸二水素カルシウム、ピロリン酸二水素二ナトリウム、ピロリン酸第二鉄〔ピロリン酸第二鉄、ピロリン酸第二鉄液〕、ピロリン酸四ナトリウム、*L*-フェニルアラニン、フェニル酢酸イソアミル、フェニル酢酸イソブチル、フェニル酢酸エチル、フェロシアン化物（フェロシアン化カリウム、フェロシアン化カルシウム及びフェロシアン化ナトリウムに限る。）〔フェロシアン化カリウム、フェロシアン化カルシウム、フェロシアン化ナトリウム〕、ブチルヒドロキシアニソール、フマル酸、フマル酸-ナトリウム、プロピオン酸、プロピオン酸イソアミル、プロピオン酸エチル、プロピオン酸カルシウム、プロピオン酸ナトリウム、プロピオン酸ベンジル、プロピレングリコール、プロピレングリコール脂肪酸エステル、ヘキサン酸、ヘキサン酸アリル、ヘキサン酸エチル、ヘプタン酸エチル、*l*-ペリルアルデヒド、ベンジルアルコール、ベンズアルデヒド、*trans*-2-ペンテナール、没食子酸プロピル、ポリアクリル酸ナトリウム、ポリイソブチレン、ポリソルベート 20、ポリソルベート 60、ポリソルベート 65、ポリソルベート 80、ポリビニルポリピロリドン、ポリブテン、ポリリン酸カリウム、ポリリン酸ナトリウム、*d*-ボルネオール、マルトール、*D*-マンニトール、メタリン酸カリウム、メタリン酸ナトリウム、DL-メチオニン、*L*-メチオニン、6-メチルキノリン、メチルセルロース、メチル $\beta$ -ナフチルケトン、メチルヘスペリジン、*d/l*-メントール、*l*-メントール、モルホリン脂肪酸塩、酪酸、酪酸イソアミル、酪酸エチル、酪酸シクロヘキシル、酪酸ブチル、*L*-リシン*L*-アスパラギン酸塩、*L*-リシン塩酸塩、*L*-リシン*L*-グルタミン酸塩、リナロール、5'-リボヌクレオチドカルシウム、5'-リボヌクレオチド二ナトリウム、リボフラビン、リボフラビン酪酸エステル、リボフラビン5'-リン酸エステルナトリウム、硫酸、硫酸アルミニウムアンモニウム、硫酸アルミニウムカリウム、硫酸



アンモニウム、硫酸カリウム、硫酸カルシウム、硫酸第一鉄、硫酸ナトリウム、硫酸マグネシウム、DL-リンゴ酸、DL-リンゴ酸ナトリウム、リン酸、リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン、リン酸三カリウム [リン酸三カリウム、かんすい]、リン酸三カルシウム、リン酸三マグネシウム、リン酸水素ニアンモニウム、リン酸二水素アンモニウム、リン酸水素ニカリウム [リン酸水素ニカリウム、かんすい]、リン酸二水素カリウム [リン酸二水素カリウム、かんすい]、リン酸一水素カルシウム、リン酸二水素カルシウム、リン酸水素二ナトリウム [リン酸水素二ナトリウム、かんすい]、リン酸二水素ナトリウム [リン酸水素二ナトリウム、かんすい]、リン酸一水素マグネシウム、リン酸三ナトリウム [リン酸三ナトリウム、かんすい]、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン

(2) 既存添加物 (※ [ ] 内は成分規格名を示す。)

L-アスパラギン、L-アスパラギン酸、5'-アデニル酸、L-アラニン [L-アラニン、L-アラニン液]、アラビアガム、L-アラビノース、L-アルギニン、アルギン酸、イノシトール [*myo*-イノシトール]、ウコン色素、カオリン、活性炭、活性白土、ガティガム、カードラン、カラギナン [加工ユーケマ藻類、精製カラギナン]、カラメルⅠ、カラメルⅡ、カラメルⅢ、カラメルⅣ、カラヤガム、カルナウバロウ、カロブبینガム、カンゾウ抽出物、カンデリラロウ、キサンタンガム、D-キシロース、キラヤ抽出物、グァーガム、クチナシ青色素、クチナシ赤色素、クチナシ黄色素、 $\alpha$ -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア、L-グルタミン、クロロフィル、ケイソウ土、酵素処理イソクエルシトリン、酵素処理ヘスペリジン、酵素分解レシチン、酵母細胞壁、コチニール色素、骨炭、サイリウムシードガム、酸性白土、シアノコバラミン、シェラック、ジェランガム、シクロデキストリン [ $\alpha$ -シクロデキストリン、 $\beta$ -シクロデキストリン、 $\gamma$ -シクロデキストリン]、L-シスチン、5'-シチジル酸、焼成カルシウム [貝殻焼成カルシウム、卵殻焼成カルシウム]、植物レシチン [レシチン]、しらこたん白質抽出物、ステビア抽出物、スピルリナ色素、L-セリン、粗製海水塩化マグネシウム、タウマチン、タウリン (抽出物)、タマリンドシードガム、タラガム、タルク、タンニン (抽出物) [植物タンニン]、L-チロシン、ツヤプリシン (抽出物)、デキストラン、デュナリエラカロテン、トウガラシ色素、トコトリエノール、*d*- $\alpha$ -トコフェロール、*d*- $\gamma$ -トコフェロール、*d*- $\delta$ -トコフェロール、トマト色素、トラガントガム、トリプシン、納豆菌ガム、ナリンジン、ニンジンカロテン、パパイン、パーム油カロテン、パーライト、パラフィンワックス、微結晶セルロース、微小繊維状セルロース、L-ヒスチジン、ビートレッド、L-ヒドロキシプロリン、フクロノリ抽出物、ブドウ果皮色素、プルラン、ブロメライン、L-プロリン [L-プロリン、L-プロリン液]、分別レシチン [レシチン]、粉末セルロース、ヘキサリン、ペクチン、ベタイン、ベニコウジ色素、ベニバナ赤色素、ベニバナ黄色素、ペプシン、ヘマトコッカス藻色素、ヘム鉄、ベントナイト、 $\epsilon$ -ポリリシン、マイクロク

リスタリンワックス、マクロホモプシスガム、マリーゴールド色素、ミックストコフェロール、ミツロウ、ムラサキイモ色素、ムラサキトウモロコシ色素、メナキノン（抽出物）、ラカンカ抽出物、ヤマモモ抽出物、ユッカフォーム抽出物、ラック色素、ラノリン、ラムザンガム、卵黄レシチン〔レシチン〕、L-リシン〔L-リシン、L-リシン液〕、リゾチーム、D-リボース、流動パラフィン、ルチン酵素分解物、ルチン（抽出物）〔エンジュ抽出物〕、L-ロイシン

（3）一般飲食物添加物

アカキャベツ色素、カゼイン、ブラックカーラント色素

（4）その他

「合成膨張剤」の成分規格

○試験の操作性の改善及び精度の向上、IUPAC 命名法に基づく名称及び構造式、用語、用例等の記載の統一等を目的として各成分規格を改正する指定添加物

亜酸化窒素、アセトアルデヒド、アセトン、アゾキシストロビン、アドバンテーム、(3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物、アミルアルコール、アンモニア、アンモニウムイソバレレート、イオン、イソamilアルコール、イソキノリン、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、イソブチルアルデヒド、イソペンチルアミン、2-エチル-3,5-ジメチルピラジン及び2-エチル-3,6-ジメチルピラジンの混合物、2-エチルピラジン、3-エチルピリジン、2-エチル-3-メチルピラジン、2-エチル-5-メチルピラジン、2-エチル-6-メチルピラジン、5-エチル-2-メチルピリジン、エルゴカルシフェロール、オクタン酸 [オクタン酸、過酢酸製剤]、過酢酸 [過酢酸製剤]、過酸化水素 [過酢酸製剤]、ギ酸ゲラニル、ゲラニオール、高度サラシ粉、コレカルシフェロール、酢酸エチル、酢酸ゲラニル、酢酸テルピニル、次亜塩素酸ナトリウム、次亜臭素酸水、2,3-ジエチル-5-メチルピラジン、2,3-ジメチルピラジン、2,5-ジメチルピラジン、2,6-ジメチルピラジン、2,6-ジメチルピリジン、5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン、2,3,5,6-テトラメチルピラジン、テルピネオール、トリメチルアミン、2,3,5-トリメチルピラジン、ナタマイシン、二酸化炭素、バレルアルデヒド、ビタミンA [ビタミンA油]、ビタミンA脂肪酸エステル [ビタミンA脂肪酸エステル、ビタミンA油]、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸 [過酢酸製剤]、ヒドロキシプロピルセルロース、ピペリジン、ピペロニルブトキシド、氷酢酸 [過酢酸製剤]、ピラジン、ピリメタニル、ピロリジン、ピロール、2-(3-フェニルプロピル)ピリジン、フェネチルアミン、ブタノール、ブチルアミン、ブチルアルデヒド、フルジオキソニル、プロパノール、プロピオンアルデヒド、2-ペンタノール、1-ペンテン-3-オール、ポリビニルピロリドン、*N*-メチルアントラニル酸メチル、5-メチルキノキサリン、5-メチル-6,7-ジヒドロ-5H-シクロペンタピラジン、1-メチルナフタレン、2-メチルピラジン、2-メチルブタノール、3-メチル-2-ブタノール、2-メチルブチルアルデヒド、*trans*-2-メチル-2-ブテナール、3-メチル-2-ブテナール、3-メチル-2-ブテノール、葉酸

## これまでの経緯

### —平成29年厚生労働省告示第345号関連—

平成26年 3月26日	「第9版食品添加物公定書作成検討会報告書」について、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会へ報告
平成27年12月25日	「食品、添加物等の規格基準」の改正案（第9版食品添加物公定書案）について、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会へ報告
平成28年 6月 6日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長宛てに「食品、添加物等の規格基準」の改正に係る食品健康影響評価の依頼及び食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについての照会
平成28年 6月14日	第610回食品安全委員会（要請事項説明）
平成28年 6月14日	食品安全委員会から食品健康影響評価の結果及び照会の回答が通知
平成28年 8月 3日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成28年 8月30日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会
平成28年12月 1日	厚生労働省における国民からの意見募集 (~平成28年12月30日)
平成29年 2月24日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長宛てに「食品、添加物等の規格基準」の改正に係る食品健康影響評価の依頼及び食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについての照会
平成29年 3月 7日	第641回食品安全委員会（要請事項説明）
平成29年 3月 7日	食品安全委員会から食品健康影響評価の結果及び照会の回答が通知
平成29年 3月10日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会
平成29年 4月27日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会
平成29年 6月26日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
平成29年10月25日	薬事・食品衛生審議会から答申
平成29年11月30日	告示（平成29年厚生労働省告示第345号）

### —β-ガラクトシダーゼ及びフルクトシルトランスフェラーゼの規格基準改正関連—

平成30年 2月21日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長宛てに食品添加物の規格基準改正に係る食品健康影響評価を依頼
平成30年 2月26日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成30年 2月27日	第686回食品安全委員会（要請事項説明）
平成30年 2月27日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣宛てに食品健康影響評価の結果が通知
平成30年 3月 1日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会（平成30年3月現在）

[委員]

氏名	所属
石見 佳子	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所シニアアドバイザー
小川 久美子	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部長
鎌田 洋一	甲子園大学栄養学部フードデザイン学科教授
笹本 剛生	東京都健康安全研究センター食品化学部食品成分研究科長
佐藤 恭子	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部長
杉本 直樹	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第二室長
戸塚 ゆかり	国立研究開発法人国立がん研究センター研究所発がん・予防研究分野ユニット長
中島 春紫	明治大学農学部農芸化学科教授
原 俊太郎	昭和大学薬学部社会健康薬学講座衛生薬学部門教授
二村 睦子	日本生活協同組合連合会組織推進本部長
由田 克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科教授
吉成 浩一	静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授
若林 敬二※	静岡県立大学特任教授

※部会長